

保健医療計画の中間見直しについて

1 兵庫県保健医療計画における中間見直しの考え方

「2021年3月までに、居宅等における医療の確保に係る項目を中心として、中間見直しを検討する。さらに、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正があった場合は、必要に応じて6年の経過を待たずに見直すものとする」(兵庫県保健医療計画「はじめに」6ページに記載)

2 今後のスケジュール

- (1) 医療審議会 保健医療計画部会 (12月) : パブリックコメント案について審議
- (2) 医療審議会 保健医療計画部会 (3月) : パブリックコメントを踏まえた最終案の審議
- (3) 医療審議会、保険者協議会 (3月) : 最終案について審議
⇒ 令和3年4月より中間見直しを適用(予定)

3 見直し項目(案)

項目	主な見直しの内容
① 居宅における医療の確保	<p>① 居宅等における医療の必要量推計(2025年の医療需要)の見直し 介護保険事業支援計画(※1)における介護施設の新たな整備目標を踏まえた訪問診療と介護施設の内訳の見直し</p> <p>② 推進方策等の見直し 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針(R2.4.13)」にて示された追加指標例等(※2)を参考に、兵庫県在宅医療推進協議会において見直しを検討</p> <p>※1: 介護保険事業支援計画については、9月1日の策定懇話会において、計画の基本目標を協議済 ※2: 保健医療計画に未記載の指標例 在宅で活動する栄養サポートチームと連携する歯科医療機関数 小児の訪問診療を受けた患者数 など</p>
② 基準病床数の改定	平成28年度に改定した基準病床数の見直し
③ 地域医療構想の一部更新	<p>① 地域医療構想の項について、公立・公的医療機関等にかかる具体的対応方針の再検証に向けた動きを追記</p> <p>② 具体的施策として、「医療機関再編統合等支援事業」・「病床規模適正化整備支援事業」等を追記</p>
④ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染症対策の推進	感染症対策の項について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ加筆修正
⑤ 医師確保計画及び外来医療計画の反映	医師確保計画(R2.3)及び外来医療計画(R2.3)を保健医療計画に追加
⑥ 看護需給推計に基づく看護職員確保に向けた取組の反映	看護需給推計(R1.11.15)における目標値及びそれを踏まえた取組を追記
⑦ 各種条例等による内容変更を反映	がん(がん対策推進条例の制定(H31.3.31))等について、内容の見直しを実施の上、各項目を追記